

資料 3

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について ～賞与支給割合改定に伴う規程改正について～

三重県では、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等の改定に鑑み、知事等特別職に属する職員の期末手当の支給割合について改定を行うこととしています。

これを踏まえて、知事等三重県の特別職に属する職員に準じ定められている法人役員にかかる賞与の支給割合についても、県に準じて以下のとおり支給割合の改定を行うこととし、役員報酬規程について、必要な規定整備を行いました。

1. 改定の内容

賞与 年間支給割合の引上げ

現行 325/100 → 改定後 330/100 (+5/100)

【改定前】

	6月期	12月期
現 行	162.5/100	162.5/100

【改定後】

	6月期	12月期
令和4年度	162.5/100	167.5/100
令和5年度以降	165/100	165/100

※参考

[H30] [R1] [R2] [R3] [R4]

335/100 → 340/100 → 335/100 → 325/100 → 330/100 3年ぶりに引上げ

2. 評価委員会において審議する理由

特定地方独立行政法人三重県立総合医療センターにおいて、役員報酬規程について変更を行った場合、三重県に届出を行う必要があり、この届出があった場合、三重県から評価委員会にその内容を通知することとなっています。

評価委員会において、この通知を受けた場合、国及び地方公共団体の職員の給与等に照らして、三重県に対し、当該報酬規程が適正であるかどうかについて意見を申し出ることができます。

※地方独立行政法人法第49条（裏面参照）

地方独立行政法人法（抜粋）

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下の条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参照し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の一部改正 新旧対照表①

改正案	現行
(賞与) 第6条 (略)	(賞与) 第6条 (略)
2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、 <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3～7 (略)	3～7 (略)
<u>附 則</u>	
1 <u>この規程は、令和4年12月1日から施行する。</u>	
2 <u>改正後の規定第6条の規定(次項において「新規程の規定」という。)は、令和4年12月の期末手当から適用する。</u> <u>(期末手当の内払)</u>	
3 <u>改正前の規程第6条の規定に基づいて令和4年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払いとみなす。</u>	

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の一部改正 新旧対照表②

改正案	現行
(賞与) 第6条 (略) 2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(賞与) 第6条 (略) 2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の162.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略) 3～7 (略)	(1)～(4) (略) 3～7 (略)
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

※改正後全文

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程

平成 24 年 4 月 1 日
規 程 第 2 7 号

[沿革]平成 26 年 12 月 15 日一部改正
[沿革]平成 27 年 3 月 11 日一部改正
[沿革]平成 28 年 2 月 29 日一部改正
[沿革]平成 28 年 3 月 24 日一部改正
[沿革]平成 30 年 3 月 11 日一部改正
[沿革]平成 30 年 12 月 19 日一部改正
[沿革]平成 31 年 3 月 25 日一部改正
[沿革]令和 元年 12 月 18 日一部改正
[沿革]令和 2 年 3 月 13 日一部改正
[沿革]令和 2 年 12 月 15 日一部改正
[沿革]令和 3 年 12 月 16 日一部改正
[沿革]令和 4 年 3 月 1 日一部改正
[沿革]令和 4 年 12 月 22 日一部改正
[沿革]令和 5 年 2 月 22 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第 2 条 役員の報酬は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 常勤役員 基本報酬、通勤手当及び賞与
- (2) 非常勤役員 非常勤役員手当

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、第 4 条第 3 項の規定によるほか、役員の報酬については支給しない。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤役員の報酬の支給日は、給与規程第 4 条の例に準じる。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター非常勤職員就業規則第 28 条の例に準じる。

(基本報酬)

第4条 常勤役員の基本報酬の月額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で理事会において定める額とする。

- (1) 理事長 808,000円
- (2) 副理事長 647,000円
- (3) 理事 566,000円

2 理事会は、常勤役員の職務経験、実績及び職務の困難度その他の要素を総合的に勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額に100分の120を乗じて得た額の範囲内において当該役員の基本報酬の月額を定めることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員が理事長又は副理事長を兼務する場合の基本報酬の月額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事長 紙与規程に基づき職員が受けるべき給料の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 副理事長 紙与規程に基づき職員が受けるべき給料の月額に100分の5を乗じて得た額

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

3 前項に規定する賞与の額について、理事長は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び当該役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 基準日以前6ヶ月以内の期間における次の各号に掲げる期間は、第2項の在職期間に算入する。

- (1) 職員が役員となるため地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員退職手当規程に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における

るその者の職員としての在職期間

- (2) 三重県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため三重県職員退職手当支給条例（昭和29年三重県条例第61号）に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いで役員となった場合におけるその者の三重県職員としての在職期間
- 5 基準日前1ヶ月以内に役員を退職し、かつ、引き続いで職員となった場合又は三重県職員に復帰した場合には、第1項後段の規定にかかわらず、賞与は支給しない。
- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。
- 7 前項に規定するもののほか、賞与の不支給、一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(日割計算)

- 第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 日額30,000円
(2) 監事 日額30,000円
- 2 非常勤役員の通勤に要する費用の相当額は費用弁償とし、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員旅費規程の例に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 職員が理事長又は副理事長を兼務する場合の基本報酬の月額については、この規程の施行の日から当分の間、第4条第3項の規定に基づく基本報酬を支給しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月15日から施行する。
- 2 改正後の規程第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、平成26年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成26年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月29日から施行する。
- 2 改正後の規程第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、平成27年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成27年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 改正後の規程第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、平成30年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成30年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 改正後の規定第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、令和元年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて令和元年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内扱いとみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 改正後の規定第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、令和4年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて令和4年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内扱いとみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

